

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月27日
【会社名】	株式会社ロック・フィールド
【英訳名】	ROCK FIELD CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古塚 孝志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市東灘区魚崎浜町15番地2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 古塚孝志は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年4月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は惣菜事業を生販一体で行っており、生産活動及び販売活動が収益獲得のための重要な活動であることから、売上高、売掛金、仕入高、買掛金、棚卸資産を事業目的に大きく関わる勘定科目として識別し、重要な事業拠点の選定指標として用いました。全社的な内部統制が有効であることを踏まえ、当該勘定科目ごとに前事業年度における金額が高い部門及び拠点から合算していき、おおむね3分の2程度に達している部門及び拠点を「重要な事業拠点」といたしました。当該基準に基づき、売上高及び売掛金においては直営店舗を、仕入高、買掛金、棚卸資産においては神戸ファクトリー及び静岡ファクトリーを重要な事業拠点とし、事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。また、選定指標から外れた事業拠点について、長期にわたり評価範囲に含めていないなど、追加で評価範囲に含めるべきかを検討した結果、該当する事業拠点はなかったものの、評価対象外拠点に対するモニタリングを継続する観点から、玉川ファクトリーの業務プロセスの一部項目のみを評価対象としております。加えて、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告に対する金額的影響を考慮した結果、人件費に至る業務プロセスを評価範囲に含めております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目である減損損失、ポイント引当金等に至る業務プロセスを評価範囲に含めております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。